

廃棄物処理手数料の改定について

平成11年11月24日
環 境 部

1 改定の趣旨

廃棄物処理手数料について、廃棄物の処理に要する経費の応分の負担の観点から手数料の額を見直すとともに、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改定の内容

廃棄物処理手数料の額を次のように改定する。

現 行			改定 (案)		
(1) 犬, 猫等の死体	処分	1 体につき 2,900円 H21:全処分197 (H10) 330体, 9587円 → 330体	(1) 犬, 猫等の死体	処分	1 体につき 4,050円 現実5割
(2) し尿及び浄化槽汚泥 ↳市として手数料の改定あり	収集及び運搬	10ℓにつき 63円 (*)	(2) し尿	収集及び運搬	10ℓにつき 73円 (*)
(3) 廃棄物で前2号以外のもの(1月の平均排出量が300kg未満又は一時の排出量が200kg未満で,市において収集するものを除く。)	収集, 運搬及び処分	10kgまでごとに 70円	(3) 前2号以外の一般廃棄物(市が定日収集するもの及び市民が自ら搬入するもの(1回の搬入量が200kg未満の家庭系ごみに限る。)を除く。)	処分	10kgまでごとに 50円 (*)
	処分	100kgまでごとに 150円 (*)		経過措置 12年度:26円 13年度:38円	

注1 (*)は、算定した額に100分の105を乗じる。ただし、市民が自ら搬入する家庭系ごみを除く。

2 第3号の料金には、一般廃棄物と併せて処分できる産業廃棄物の処理料金も含まれる。

(H11) 99% 6500万 増減
(H12) 486087052
(H13) 5100万 “ 211=47
(H14) “ “ 21600万位に下り

3 施行期日

平成12年4月1日

便用料 86件
手数料 etc.
2221

(参考資料)

1 他都市の廃棄物処理手数料等の状況

項目	盛岡市		青森市	八戸市	秋田市	仙台市	山形市	福島市
	現行	改定案						
ごみ処分手数料 (円/10Kg)	15	50	—	51	62	70	100	100
し尿の汲取料金 (円/回)	3,071	3,543	2,533	3,332	7,494	1,280	6,037	7,722

備考 し尿の汲取料金（1回当たりの料金）は、次の条件で試算した料金である。

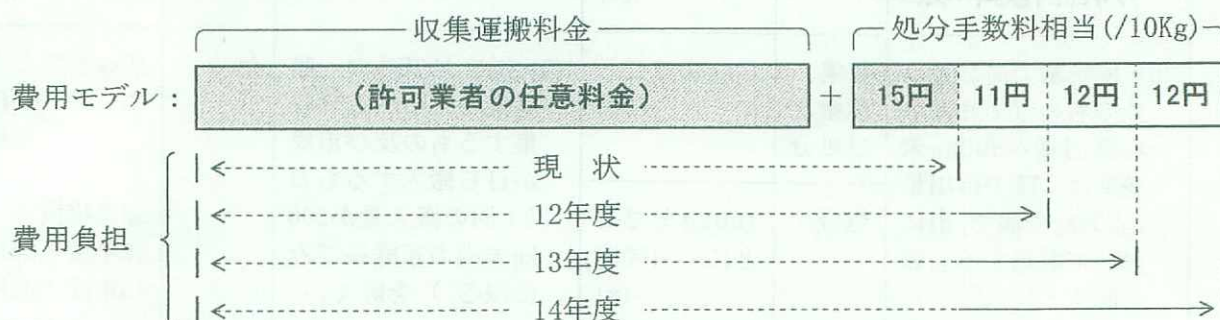
○世帯人員：4人，○便槽の大きさ：450ℓ，○汲取頻度：2月に1回

2 ごみ処分原価・手数料等の状況

項目	年度	S57	H1	H5	H10	H11	H12	H13	H14
処分原価 : A (円/t)		6,410	7,382	9,539	20,330	20,840	21,360	21,890	22,440
処分手数料 : B (円/10Kg)		15	15	15	15	15	26	38	50
手数料負担割合 : B/A		23.4%	20.9%	16.2%	7.7%	7.6%	12.8%	18.2%	23.4%

備考 平成11～14年度の処分原価は予想数値。対前年度増加率を「2.5%」とした。

3 ごみの収集運搬を許可業者に委託している事業者への影響



4 し尿処理量・手数料等の状況

項目	年度	S54	S57	S60	S63	H3	H10	H11	H12
し尿収集量 (kl/年)		75,294	74,232	69,932	61,726	50,240	29,705	28,292	25,842
収集運搬手数料 (円/10ℓ)		45	50	53	59	63	63	63	73

備考1 平成11～12年度のし尿収集量は「一般廃棄物処理計画」上の予想数値。

2 収集運搬手数料は、処分手数料（2円/10ℓ）を除いた額である。

3 平成12年度の「73円」の算定に当たっては、物価上昇率等を参考にした。